

大和市消費生活相談員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第32号

大和市消費生活相談員設置規則の一部を改正する規則

大和市消費生活相談員設置規則（平成20年大和市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ため」の次に「、大和市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（平成28年大和市条例第 号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき」を加える。

第2条中「、社会的信望があり、消費生活に関し専門的知識と経験を有する者」を「条例第4条に規定する者で、かつ、社会的信望があるもの」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。